

弁護士による 養育費などの法律相談

両親が離婚しても、子どもにとって「お父さん」「お母さん」であることには変わりありません。
「養育費」と「親子交流」は、子どもが離れて暮らす親とのつながり確かめ、健やかに成長するために、なくてはならないものです。
「養育費」と「親子交流」は、子どもが成人になるまで、いつでも取り決めができます。
「養育費」「親子交流」のほか、親権、財産分与、年金分割など離婚に関する悩みごとを、専門の弁護士に無料で相談してみませんか。皆さまのご利用をお待ちしています。

相談日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	26日	24日	28日	26日	23日	27日	25日	22日	20日	24日	28日	21日
毎月第4金曜日(12・3月は第3金曜日) : 14時～17時												
申込み開始日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1日	1日	3日	1日	1日	2日	1日	1日	2日	6日	3日	3日
定員	各回定員 4名 (申込み先着順。ただし初回の方を優先)											
相談時間	相談時間は1名につき35分です。 ① 14時～ ② 14時45分～ ③ 15時30分～ ④ 16時15分～											
会場	八王子駅南口総合事務所 相談室 (子安町四丁目7番1号 サザンスカイトワー八王子4階) ※下記案内図参照											
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・八王子市内在住の ひとり親家庭の親 ・八王子市内在住の お子さんがいて離婚を考えている方 											

※公正証書作成手数料や養育費調停にかかる費用等を助成する制度があります。
詳しくは、下記のお問い合わせ先までご相談ください。

お申込・お問い合わせ先

八王子市子ども家庭部
子育て支援課

☎ 042-620-7362

午前8時30分から午後5時まで

